

結 核 健 康 診 断 月 報

筑紫保健福祉環境事務所長 殿

年 月 実施分
 報告年月日 年 月 日

事業所の名称			実施者種別	1 事業者 2 学校の長	
事業所の住所 電話番号				3 施設の長 4 市町村長	
実施者名 (担当者)	(担当者名:)				
実施者の対象区分	事業者	学校の長	施設の長	市町村長	
対象者	従事者 <small>(施設職員や医療機関職員、教職員等)</small>	学生 <small>(新生者が対象)</small>	入所者・収容者	65歳以上	その他
対象者数					
未受診者とその理由	産休・育休()名 病休()名 その他()名	休学()名 その他()名			
受診者数					
間接撮影者数					
直接撮影者数					
喀痰検査者数 (再掲)					
被 発 見 者 数	結核患者				
	結核発病の恐れがあると診断された者				

※この報告様式は、毎年使用できますのでコピーして使用ください。

FAX送付(筑紫保健福祉環境事務所 092-513-5598)

様式 結 46号 (裏面)

『法的根拠』

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第53条の2(定期の健康診断)

労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者、学校の長又は矯正施設その他の施設の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)に対し、結核に関わる定期の健康診断を行わなければならない。

第53条の3(受診義務)

第53条の2の健康診断対象者は、事業者、学校若しくは施設の長が行う健康診断を受けなければならない。

第53条の7(通報又は報告)

健康診断実施者は、この法律の規定によって健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者その他の事項を保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

同法施行令第12条(定期の健康診断の対象者)

- 一 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人施設
社会福祉法に規定する施設において業務に従事する者。(毎年度)
- 二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が一年未満のものを除く。)の学生又は生徒(入学した年度)
- 三 社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設に入所している者。
(65歳に達する日の属する年度以降において毎年度)

同法施行規則第27条の5

- 二 健康診断実施者は、法第53条の5の規定によつて診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、一月ごとにとりまとめ翌月の10日までに通報又は報告しなければならない。

『報告様式』

福岡県庁ホームページからダウンロード可能

『提出方法』

郵送、FAXのうちいずれか

『提出報告期限』

一月ごとにとりまとめ翌月の10日まで

『提出先』

最寄りの保健福祉環境事務所または保健福祉事務所

保健所	〒	住所	電話	FAX
筑紫	保健福祉環境事務所	816-0943 大野城市白木原3丁目5-25	筑紫総合庁舎 (092)513-5584	(092)513-5598
粕屋	保健福祉事務所	811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26	(092)939-1746	(092)939-1186
糸島	保健福祉事務所	819-1112 糸島市浦志2丁目3-1	糸島総合庁舎 (092)322-5579	(092)322-9252
宗像・遠賀	保健福祉環境事務所	811-3436 宗像市東郷1丁目2番1号	宗像総合庁舎 (0940)36-6098	(0940)47-0031
嘉穂・鞍手	保健福祉環境事務所	820-0004 飯塚市新立岩8-1	飯塚総合庁舎 (0948)21-4972	(0948)24-0186
田川	保健福祉環境事務所	825-8577 田川市大字伊田字松原通り3292-2	田川総合庁舎 (0947)42-9379	(0947)44-3165
北筑後	保健福祉環境事務所	838-0068 朝倉市甘木2014番地1	朝倉総合庁舎 (0946)22-9886	(0946)24-9260
南筑後	保健福祉環境事務所	832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1	柳川総合庁舎 (0944)72-2812	(0944)72-3035
京築	保健福祉環境事務所	824-0005 行橋市中央1丁目2-1	行橋総合庁舎 (0930)23-3935	(0930)23-4880